

小企業小口融資制度(随時申請可)

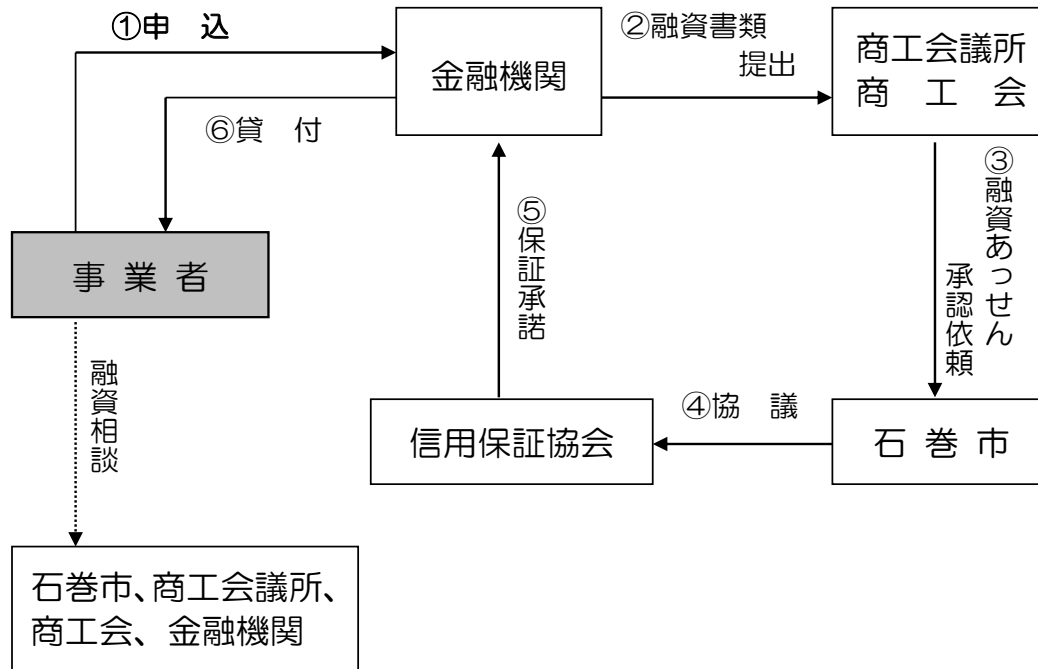
産業部商工課
0225-95-1111 (内線3523)

事業の内容

事業目的・概要

事業資金を必要とする市内の小企業者（従業員数20人以下。ただし、商業・サービス業は5人以下）の皆さんに、無担保、無保証人で融資のあっせんを行っています（間接融資）。

手続きの流れ



対象者

- ・市内に事業所又は店舗を有する法人や市内に居住する個人で、かつ、市内で事業を営んでおり、事業内容が堅実な方
- ・現在中小企業融資を借り入れ中でない方
- ・保証協会の代位弁済や金融機関からの取引停止を受けていない方
- ・市税及び国民健康保険税を完納し、かつ、あっせんに係る債務の全部を弁済できると認められる方

融資条件

- 《資金用途》 運転資金、設備資金、
運転資金及び設備資金の併用
※設備資金において、土地のみの購入や営業車両
以外の乗用車の購入は利用不可
- 《貸付限度額》 1企業350万円以内
- 《償還期間》 運転／5年以内、設備／7年以内、
併用／5年以内（据置6か月以内）
- 《貸付利率》 1年以内のもの 1.45%
1年を超えるもの 1.85%
- 《連帯保証人》 不要
- 《信用保証料》 宮城県信用保証協会の所定による信用保証を受ける
必要があります。
※保証料の100%を市が補給します。

注意

対象とならない業種

農業、林業、漁業、社会保険・社会福祉事業、金融業、娯楽業、
政治・経済・文化団体、社会的に批判を受けるおそれのある飲食店